

## 松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、医療的ケア児者及び重症心身障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）を介助する家族の精神的及び身体的負担の軽減を図ることを目的として実施される短期入所事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に規定する障害者又は障害児をいう。
- (2) 医療的ケア児者 人工呼吸器等の使用、たんの吸引等の医療的ケアが必要な障害者等をいう。
- (3) 重症心身障害児者等 次号から第7号までに掲げる者をいう。
- (4) 重症心身障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。
- (5) 重症心身障害者 次のアからウまでに掲げる要件の全てに該当する障害者又はこれに相当すると市長が認めた障害者をいう。

ア 厚生労働大臣の定めるところにより交付を受けた療育手帳に障害の程度がAとして記載されていること（身体障害との合併により、当該障害の程度に判定されている場合を除く。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害（肢体不自由に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるとして記載されていること（肢体不自由以外の身体障害との合算により、当該程度として記載されている場合を除く。）。)

ウ 障害の状態が、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1認定

調査項目の部1起居動作の款歩行の項点数の欄において全面的な支援が必要な区分に当てはまること。

(6) 療養介護対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。次号において「報酬告示」という。）別表第5の1の注1の(1)又は(2)の規定に該当する者をいう。

(7) 遷延性意識障害者等 報酬告示別表第7の1の注7の規定に該当する者をいう。

(8) 短期入所事業所 法第29条第1項の規定による指定を受けた同法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所をいう。

(9) 医療型短期入所事業所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院において短期入所を行う短期入所事業所をいう。

(10) 福祉型短期入所事業所 医療型短期入所事業所以外の短期入所事業所をいう。ただし福祉型強化短期入所事業所は除く。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に所在する福祉型短期入所事業所を運営する者であって、市内に住所を有する医療的ケア児等を対象とした短期入所の事業（以下「補助事業」という。）を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市区町村税を滞納している者。

(2) 代表者、役員その他の当該事業者に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第1の利用者の区分に応じた補助基準額に利用日数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、利用者が重症心身障害児者等で、

松戸市障害者短期入所特別支援事業補助金の交付を受ける（予定）場合は、補助金算定対象外とする。

- 2 前項の規定による同一の年度における同一の利用者（医療的ケア児等）に係る助成金の額の算定に当たっては、別表第1の利用上限日数の欄の日数を上限として行う。この場合において、同一の医療的ケア児等が2以上の短期入所事業所を利用し、その利用日数の合計がその上限を超える場合は、利用日数の合計がその上限の合計となるようにそれぞれの短期入所事業所に割り振られた日数又は回数とする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による決定の通知は、松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

（実績報告）

第8条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支清算書
- （3） 収支決算書
- （4） その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第9条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

短期入所事業所の区分	利用者	補助基準額	利用日数上限
福祉型	医療的ケア判定スコア3点以上の医療的ケア児者又は重症心身障害児者等	5,000円	60日
	医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児者	7,000円	
	医療的ケア判定スコア32点以上の医療的ケア児者	12,000円	

備考

- 1 利用者は、市内に住所を有する医療的ケア児等とする。

年 月 日

(宛先)松戸市長

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付申請書

松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第 3 条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金について、松戸市補助金等交付規則第 6 条の規定により下記のとおり通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 交付します。

(1) 補助金交付決定額 金 円

(2) 交付条件

- ①松戸市補助金等交付規則を遵守すること。
- ②医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業の経費に充てること。

年 月 日

(宛先)松戸市長

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で補助金交付の決定のあった松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金について、松戸市補助金等交付規則第 11 条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 収支精算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

第 号

住 所  
法 人 名  
代表者氏名 様

松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金額確定通知書

年 月 日付け松戸市指令第 号で交付決定した松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金について、松戸市補助金等交付規則第 12 条の規定により下記のとおり額の確定をします。

年 月 日

松戸市長 印

記

補助金確定額 金 円



年 月 日

(宛先)松戸市長

住 所  
法 人 名  
代表者氏名 印

松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で額の確定のあった松戸市医療的ケア  
児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金を松戸市補助金等交付規則第 14  
条の規定により下記のとおり請求します。

請求金額 金 円

金融機関名	
支 店 名	
口座番号	普通 No.
フリガナ	
口座名義	

※請求者と口座名義が異なる場合は、委任状を添付のこと